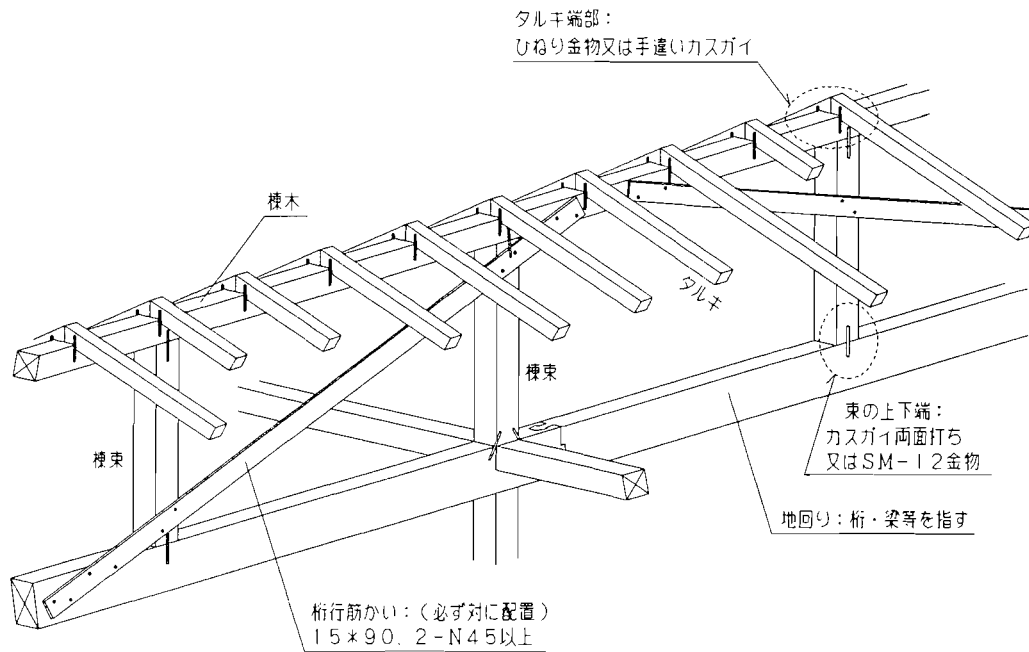


資料 1

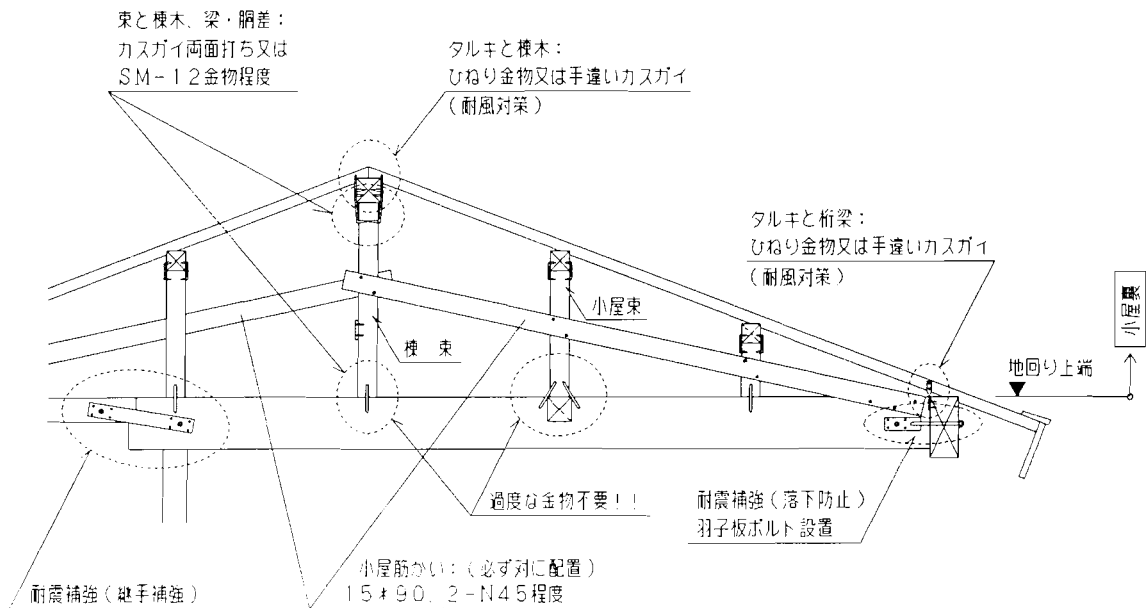
家屋補強工事とは、次頁以降の図に示された工法以外で、床下や屋根裏の補強工事を行うことを指します。

小屋裏の補強について (注)、ここで言う「小屋裏」とは、地回り上面から上部の小屋組と定義付けします。

1. 小屋裏で最低限必要な補強は、「小屋筋かい・桁筋かい」程度までです。これは耐震補強です。
2. タルキと棟木や桁梁との繋結は耐震補強ではなく、耐風の為です。あるに越したことはありませんが、少なくとも耐震補強ではありません。過度な金物は不要です。
3. 束と棟木・母屋、梁・胴差等との繋結も上記2と同様です。
4. 桁や梁の継手・仕口の繋結、火打増設等は立派な耐震補強ですが、補強の程度は住宅金融公庫、又は品確法で要求される程度であり、過度な金物は不要です。



通常的小屋裏状態



小屋裏での補強例

1. 小屋裏(地回り上面より上部)での耐震補強は束の倒れを防ぐ筋かいだけです。したがってそれ以外の工事は耐風対策等になりますので、「耐震補強ではない」ことを、必ず説明してください。

床下の補強について (注) 1階床は主要構造部ではありません。従って原則補強対象外です。

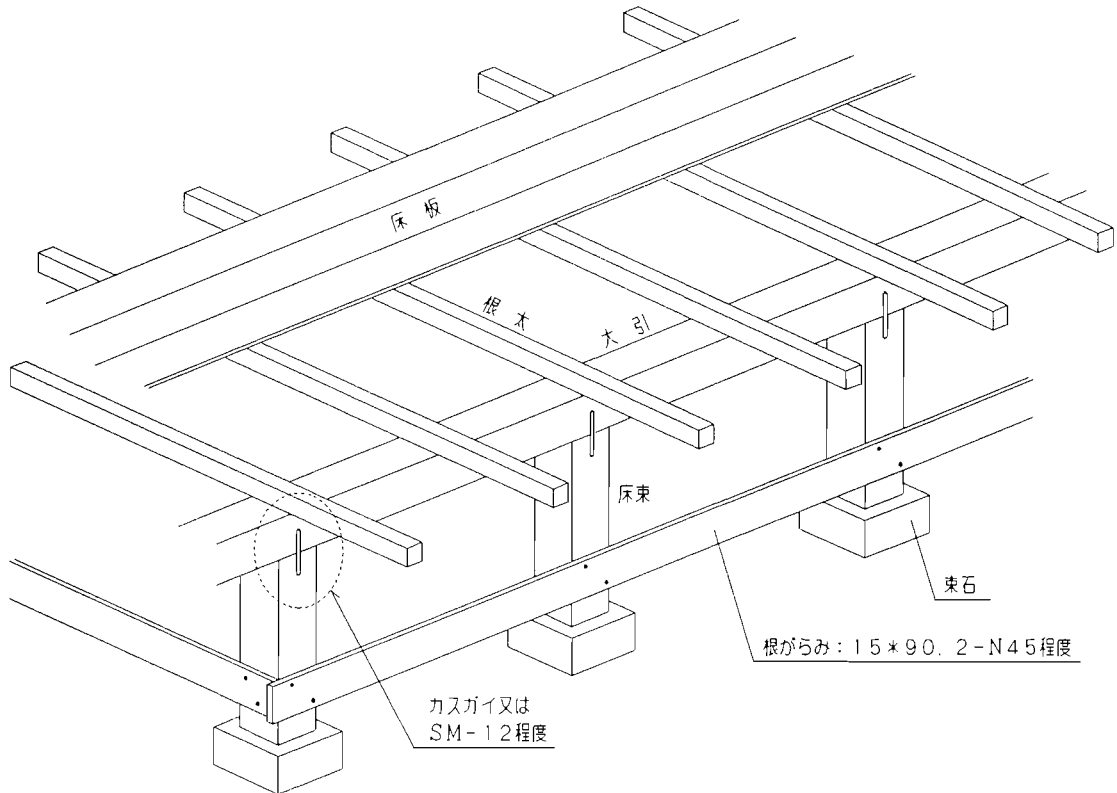
1. 例えば「根がらみ」が無い場合でもそのままとする。(床構造の絶対条件ではないからです。)

2. 居住性改善の目的で以下の工事事例が挙げられますが、あくまで応急処置であることと

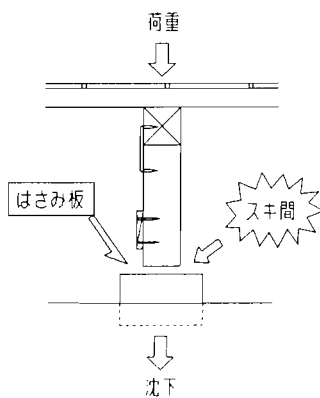
「耐震補強ではない」ことを説明すべきです。

① 床板が痛み、根太の間に更に根太を挿入するケース。

② 束と束石との間にスキ間が生じ、「床鳴り」・「床沈み」への処置をする場合。

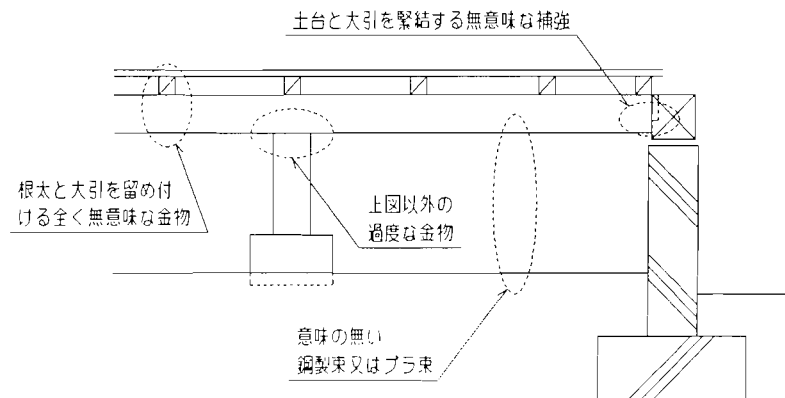


通常の床下状態



はさみ板には「防腐処理の木板」やプラスチック板等で応急処置をおこなう。

居住性改善例



※ これらの補強は「補強に値しません」ので決して施工しないでください。

施してはいけない過度又は無意味な金物等